

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 総務課	
許 認 可 等 名	消防事務手数料の減免	
根 拠 法 令	消防事務手数料条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	(電話 621 - 5364)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用された災害における被災であって、市長が必要と認める証明をするとき。 2 被災による生活困窮者として、所在地の地区民生委員の証明書があるとき。 3 生活必需用手帳及び証明で被災による再発行申請に添付する証明書とするとき。 4 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第1項の適用が証明されるとき。 5 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第29号)第5条の適用が証明されるとき。 6 法務局が保管する不動産台帳から、被災建物等を抹消するための申請に添付する証明書とするとき。 7 消防事務手数料条例(昭和42年条例第19号)第3条第2号における証明事務に係る手数料を官公署の請求により行う事務とするとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)